

独立行政法人海上災害防止センター  
平成17年度業務実績評価調書

平成18年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成17年度計画			
<p><b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>(1) 組織運営の効率化の推進</b> センターは、函館、佐世保、鹿児島島の3箇所に支所を配置している。 これら3支所の主要業務は、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄会社が協同で保有する「防災解」の維持管理及び訓練業務であるが、平成15年度には国家石油備蓄会社が廃止され、民間操業会社の設立が予定されている。今後、これに伴って「防災解」による防災体制が見直される場合等においては、支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行う。</p>	<p><b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> センターは、運営維持に係る国費の投入を前提とせず、自立的・効率的な運営を行うこととされている。現状において余力が極めて少ないが、危機管理業務を的確に実施する本来の任務に支障を及ぼさない範囲で、業務運営の効率化を推進する。</p>	-		
<p><b>(2) 業務運営の効率化の推進</b> 一般管理費について、主たる事務所を移転させる等により、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。</p>	<p><b>(1)業務運営の効率化の推進</b> 一般管理費について、既に実施済みの施策を継続することにより平成17事業年度の決算において、中期計画の目標値を達成することとする。（参考；対象額は、14年度予算一般管理費553,537千円）</p>	4	平成17年度の一般管理費を425,482千円とし、平成14年度予算一般管理費に対し、128,055千円、割合にして23.1%に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成した。これは、目標値の13%を大きく上回る状況を維持しており、平成16度の22.4%と比較しても0.7ポイント縮減が認められ、優れた実施状況にあると認められる。	

<p>行政改革の重要方針を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、人件費について5%以上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね0.7%の人件費を削減する。</p>	-			<p>(参考) 平成18年3月、中期計画改定。 18年度計画では、「行政改革の重要方針を踏まえ、概ね0.3%の人件費を削減する。」としている。</p>
<p>俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p>	-			<p>(参考) 平成18年3月、中期計画改定。 18年度計画では、「国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年度当初に俸給表の水準を平均で4.8%引き下げ、給与カーブのフラット化、枠外昇給制度の廃止等を行う。」としている。</p>
<p>事業費について、防災費を除き、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で5%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>事業費について、既に実施済みの施策を継続することにより平成17事業年度の決算において、中期計画の目標値を達成することとする。 (参考;対象額は、14年度予算対象事業費1,308,125千円)</p>	3	<p>平成17年事業年度の事業費を896,796千円とし、平成14年度予算対象事業費に対し、411,329千円、割合にして31.4%に相当する額を削減し中期計画の目標値を達成した。これは、目標値の5%を大きく上回る状況を維持しているが、16年度の37.6%と比較すると6.2ポイント増加していることから、着実な実施状況にあるとする。</p>	<p>事業費は、一般管理費とは異なり、削減することが、すべてよいこととは言い難い面もあることに留意。</p>
<p>(3) 関係機関等との連携の強化 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。</p>	<p>(2) 関係機関等との連携の強化 沿岸海域災害対策協議会及び地区石油コンビナート等特別防災区域協議会他が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強</p>	3	<p>四日市、横須賀、大阪(堺泉北)、水島、周南及び岩国の6箇所において、センターの油回収装置等を参加させ、関係機関等と連携した訓練を実施した。着実な実施状況にある。</p>	

	化する。		
(4) 防災措置業務を、より効果的かつ効果的に実施するための方策についての検討を実施する。	(3) 防災措置業務を、より効果的かつ効果的に実施するための方策について、有識者による「海上防災事業に係る検討委員会」を設置し、検討を行う。	4	著名な有識者の参画を得て、計3回にわたり委員会を開催。センターの問題点の抽出、センターの位置付けの明確化を行い、財政基盤の確保・強化策、センターの今後のあり方や具体的な実施方策等について総合的に検討し、取りまとめた。中期目標の達成にむけて、優れた実施状況にあると認められる。
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置実施事業 海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、次の事業を実施する。</p> <p>機材部が全国10基地に保有する油回収装置の運用システムの構築</p> <p>機材部は全国10基地（横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分）に油回収装置を配備している。近年の海洋環境に関する国民意識の向上や外国船舶の事故の増加に伴い、油流出事故発生時に迅速かつ効果的な防除措置を実施するため、防災部と機材部が協力して</p>	<p><b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>(1) 海上防災措置実施事業</b></p>	-	<p>(参考)</p> <p>平成15、16年度において、全国10基地に保有する油回収装置の運用について、各地域の実情にあわせたマニュアルを作成し、関係者に周知済み。</p>

<p>各配備基地毎に作業船の手配、油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実情に合わせて一環したシステムを構築し、マニュアル化を行うとともに、関係者に対して事前に周知する。</p>				
<p>契約防災措置実施者の能力の向上  ア 契約防災措置実施者に対する訓練  排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」(国際海事機関がキュラムに準拠)を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させるため、毎年度研修を実施する。</p>	<p><b>契約防災措置実施者の能力の向上</b>  ア 契約防災措置実施者に対する訓練  平成17年5月に28名の監督職員の研修を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。</p>	<p>3</p>	<p>防災訓練所において、契防者28名に対する「海洋汚染対応コース」(IMOカリキュラムレベル及びに準拠)により、必要な知識・技能を加味した訓練を実施した。  着実な実施状況にある。</p>	
<p>イ 巡回研修会  地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させるため、毎年度、全国において契約防除措置実施者を対象とした巡回研修会を実施する。</p>	<p>イ 巡回研修会  岩手、静岡、高知、島根、福岡の5箇所において1箇所につき30名参加予定の巡回研修会を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。</p>	<p>3</p>	<p>契防者の防災能力の向上を目的として、センターから職員を派遣し、岩手、静岡、高知、島根及び福岡各地区5箇所において、研修会を実施した。全国で5箇所、合計275名が参加。着実な実施状況にある。</p>	
<p>(2) 機材事業  船舶所有者等の排出油防除資材の備え付け及び油回収装置等の配備義務者に代わってオイルフェンス等の排出油防除資材を全国33基地に、油回収装置等を全国10基地に配備する。</p>	<p>(2) <b>機材事業</b>  全国33基地に配備してあるオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。また、全国10基地に配備してある油回収装置等について、</p>	<p>3</p>	<p>全国33基地の資材の点検を毎月実施し、また、全国10基地の油回収装置の作動点検を毎月実施。不具合箇所には必要な措置を施した。  着実な実施状況にある。</p>	

	毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出勤に備える。		
事故発生時に迅速に排出油防除資材を事故現場に搬出し、油回収装置等を確実に運用できるよう各基地で毎年度1回の訓練を行う。	排出油防除資材を管理している33基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している10基地において運用訓練を行う。	3	排出油防除資材搬出訓練を資材備付け33基地において実施した。油回収装置運用訓練は、同装置配備10基地において実施した。着実な実施状況にある。
(3) 海上防災訓練事業 訓練の重点化 1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。 特に、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗り組む上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた計画を策定し、訓練を実施する。	(3) 海上防災訓練事業 訓練の重点化 海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を10回、消防実習コース(2日間)を8回それぞれ開催する。 標準コース5日間のうち2日間は消火実習として消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習としている。また、消防実習コース(2日間)についても同様に油火災消火実習及びガス火災消火実習をそれぞれ1日ずつとしている。	3	標準コースを10回、消防実習コースを8回それぞれ実施した。 標準コース計327名、消防実習コース計242名の受講者に対し、油・液化ガス・液体化学薬品火災に対応する消火実習訓練を実施した。 着実な実施状況にある。
有益な訓練の実施 海上防災訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練	有益な訓練の実施 平成16年度に実施したアンケートの結果を平成17年		平成16年度のアンケート結果を分析し、17年度には、座学における音響設備

<p>終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。</p> <p>アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>5月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年6月から改善のための措置を実施する。</p> <p>平成17年度に行う10回の標準コースについても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。平成17年度末にアンケートの結果を取りまとめた後、分かり易い講義であったかどうか等について評価を行った上で、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。</p> <p>更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。</p>	<p>4</p>	<p>の見直し等の所要の改善を実施した。</p> <p>平成17年度のアンケートは、標準コース（全10コース）の参加者327名を対象に実施した。</p> <p>座学全般の理解度については参加者の81.7%、実習全般の理解度については参加者の89.0%からそれぞれ「理解できた」との回答を得た。</p> <p>目標値70%を大きく上回る、91.4%の訓練参加者が、今後の実務に有益であるとの評価をした。平成16年度の90.6%と比較しても0.8ポイント向上しており、優れた実施状況にあると認められる。</p>
<p>(4) 調査研究等事業</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p>	<p>(4) 調査研究等事業</p> <p>受託事業として「危険物の海上輸送時における海面・大気拡散防止策に関する研究」、日本財団助成事業として「流出油事故対応のための防除技術等の研究成果に関する普及・啓発」及び「流出油回収処理材の微生物分解処理技術実用化に関する調査研究」を実施する。</p>	<p>3</p>	<p>受託事業として「危険物の海上輸送時における海面・大気拡散防止策に関する研究」を実施。加えて、「LNG基地の海上防災対策に関する調査研究（八戸）」、「LNG基地の海上防災対策に関する調査研究（坂出）」を実施した。日本財団助成事業として、年度計画どおり以下の研究等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「油防除技術の研究成果の普及・啓発」のため、東京・名古屋・神戸において、油防除関係者等を対象に、これまでの調査研究の成果発表会を開催。（参加</li> </ul>

			<p>者、計約450名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「流出油回収処理材の微生物分解処理技術実用化に関する調査研究」</li> <li>・「流出油事故対応のための防除技術等の研究成果に関する普及・啓発」</li> </ul> <p>着実な実施状況にあると認められる。</p>
<p>調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>	<p>日本財団助成事業については、調査研究の成果の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに成果の概要から日本財団ホームページの図書館のセンターのコーナーへ直接リンクを貼り付け、成果の普及・啓発を図る。</p>	3	<p>センターのホームページ上に日本財団助成事業「流出油事故対応のための一般資機材及び複合的な防除手法に関する調査研究」「杉樹皮製油吸着材の有効利用及び微生物分解処理技術に関する調査研究」の概要を公開した。</p> <p>成果の概要から日本財団ホームページの図書館のセンターのコーナーへ直接リンクを貼り付け、成果の普及・啓発を図るなど着実な実施状況にあると認められる。</p>
<p>自主研究を実施する場合は、外部評価を実施し、その結果をホームページ上で公開する。</p>		-	
<p>(5) 国際協力推進事業</p> <p>過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関の加ヒラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p><b>(5) 国際協力推進事業</b></p> <p>東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、流出事故に対応する緊急時計画策定支援を盛り込んだ国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修（2週間）を1回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転す</p>	3	<p>東南アジア2カ国から計11名をセンター研修所に招へいし、有害液体物質の漏洩事故の対応のための基礎講習を実施した。また、この研修を実施するにあたり、各国の現状を把握するため、インドネシア、タイでの調査を実施した。</p> <p>さらに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA研修（情報技術応用海事（航海）研修コース）、海事安全教育訓練（機関）コース</li> </ul>

	る。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA研修（救難・防災）コース</li> <li>・ クウェイト人材育成プログラム「火災消防・流出油対応2週間コース」といった外国人研修を実施した。着実な実施状況と認められる。</li> </ul>	
<p>訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。</p> <p>アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>平成16年度に実施したアンケートの結果を平成17年5月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年6月から改善のための措置を実施する。</p> <p>平成17年度の外国人研修についても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。訓練終了後にアンケートの結果を取りまとめ、訓練内容がニーズを踏まえたものであったか、また、分かり易い講義であったかどうか等を評価し、評価結果を委託元に報告することにより、事業計画への反映に努めるとともに、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。</p> <p>更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。</p>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年度のアンケートについては、外国人研修コース（全4コース）の訓練参加者計40名を対象に実施し、全体の97.5%の訓練参加者から、これらの訓練が今後の実務に「有益」であるとの評価が得られた。平成16年度の100%と比較すれば、2.5ポイントの低下ではあるが、引き続き高い水準を維持している。</li> <li>・ 教材、通訳を含めた設備の状況については100%、スケジュールについては95%、各講義・実習の理解度は4コース平均で約98%の受講生から「よかった」との評価を得た。</li> </ul> <p>優れた実施状況にあると認められる。</p>	
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 センターの収入は、基金及び</p>	<p><b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b></p>			

<p>特別積立金の利息収入の他、火災・油流出事故に対応した場合の防災負担金収入、受託業務収入、消防船の警戒料、資機材備付証明書発行料、訓練受講料等の自己収入で全て賄っており、今後とも自己収入の確保を図り、自立的な運営を行う。</p>	<p><b>(1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保</b>          特殊法人等整理合理化計画において、「運営費交付金を前提とせず、自立的な運営を図る。」とされていることから自己収入の確保を最優先の課題とする。          出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの排出油防除資機材の維持業務、危険物の海上輸送時の事故対応策の調査研究、地域緊急時計画策定支援事業、石油連盟からの資機材の保管・定期点検事業及び油汚染対策推進研修会開催事業の受託事業収入、並びにタンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書発行料並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。</p>	<p>3</p>	<p>年度計画で掲げた事業を適切に実施し、自己収入を確保した。          ・予算については、予算どおり実施した。          ・収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおり実施した。          着実な実施状況と認められる。</p>	
<p>(2) 予算（人件費の見積を含む。）          (3) 平成15年度(10月1日～)～平成19年度収支計画          (4) 平成15年度(10月1日～)～平成19年度資金計画</p>				
<p>4. 短期借入金の限度額          排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金</p>	<p><b>4. 短期借入金の限度額</b>          排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借</p>	<p>-</p>		

とする。	入金とする。			
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	<b>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b> なし。	-		
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	<b>6. 剰余金の使途</b> 剰余金は予定していない。	-		
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項  (1) 施設・整備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び2隻の消防船について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。	<b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>  (1) <b>施設・設備に関する計画</b> 訓練船の栈橋として使用しているポンツーンの点検整備、消防演習場の消火演習構築物の定期メンテナンスを行う。消防船については、2隻上架修理を行う。訓練船については、1隻中間検査を受検、1隻上架修理を行う。	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係船施設の点検整備</li> <li>・消防演習場の消火演習構築物の劣化箇所を一般修繕。</li> <li>・研修棟（研修施設分）空調機フロン代替（前倒し）</li> <li>・消防船「きよたき」、「おおたき」の上架修理を実施。</li> <li>・訓練船「ひので」上架修理を、同「ホエール」中間検査を実施。 計画に沿った着実な実施状況と認められる。</li> </ul>	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> (2) 人事に関する計画 海上防災業務を的確に実施するための人事配置とする。	(2) <b>人事に関する計画</b> 方針 職員の配置に関して、油流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり効率的な業務実施が可能とな	3	民間船社あるいは海上保安庁、財務省の行政機関出身者の知見を活用し、関係機関及び船社から18名の出向派遣を受け、業務内容等を勘案し、適正に配置した。 着実な実施状況にあると認められる。	



総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 58 項目数 × 3 = 54 下記公式 = 107%

- <記入要領> ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
- （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
  - （各項目の合計点数） / （項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

自己収入の確保を図り、自立的な運営を実施した。一般管理費は、中期目標期間中の削減目標13%に対し、17年度において23.1%削減し、16年度22.4%に引き続き高い削減率を維持したことは高く評価できる。

海上防災訓練の受講者へのアンケートによれば、91.4%の受講者から有益な訓練であったとの評価を受けている。また、国際協力推進事業として実施した外国人に対する研修においても同様に97.5%の受講生からこれらの訓練は今後の実務に有効との回答が得られた。

防災措置業務を効率的かつ効果的に実施するための方策を検討するため委員会を開催。センターの問題点の抽出、センターの位置付けの明確化を行い、財政基盤の確保・強化策、センターの今後のあり方や具体的な実施方策等について総合的に検討し、取りまとめた。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

特段の意見なし。

（その他）

平成13、14年に油回収装置の整備資金を借り入れたが、償還計画を円滑に実施するため、業務委託料の見直しを図るなど、一層のコスト管理の徹底に努め、平成17年度に当該借入金の一括繰上げ償還を実施、約9百万円の支払利息の軽減を図った。

また、本来業務である防災措置実施については、ケミカルタンカー同士の衝突・火災事故における消火及び流出油の防除、貨物船同士の衝突・沈没事故における油防除等4件を適切に実施し、その責務をよく果たしている。